

市内 該当障害福祉サービス事業者 様

船橋市福祉サービス部 指導監査課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録等について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づく特定接種（別添1参照）に関して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成25年厚生労働省告示第369号）の改正（別添2別紙1）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号）の改正（別添2別紙2）に伴い、医療の提供の業務を行う事業者の登録に加えて、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者についても登録の対象となり、平成28年10月14日よりの事業所登録申請の受付が開始されました。（別添3参照）

つきましては、利用者保護の観点からも、積極的に事業所登録を行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、事業所登録申請を行う場合には、登録手続の具体的運用等を定めた特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領（別添2別紙3）及び特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き等（別添4）にご留意のうえ、登録申請を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、特定接種の登録事業者となるために社会福祉施設等の事業者が申請する際には、業務継続計画の作成が必要となります。作成にあたっては別添通知（別添5）を参考としてください。

#### 記

##### 1. 対象事業者（障害福祉分野）

障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助）、障害者支援施設（別添7参照）であって（別添2別紙3）の登録要領等に規定される登録基準に該当する事業者等

##### 2. 登録申請期間 平成28年10月14日から平成29年3月17日

※添付資料等においては、一部別の申請期間が記載されておりますが、こちらが正式な申請期間となります。

##### 3. 登録方法 別添4及び別添6に規定される手順に従って登録してください。

#### 4. 申請にあたっての主な注意事項

- ①登録申請期間以降も申請が可能となりますが、原則として本申請期間内の申請に努めてください。
- ②登録対象従業者数は、**常勤換算方法**により算定してください。
- ③居宅介護事業所において、重度訪問介護、同行援護、行動援護を併せて実施している場合には、**居宅介護でのみ、他のサービスに従事する従業者数も合計して申請してください。**なお、**介護保険サービスの訪問介護等も併せて実施している場合においても、居宅介護もしくは訪問介護のどちらか一方で申請してください。**

#### 5. 添付資料

番号	資料名
1	新型インフルエンザ等対策・特定接種について
2	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示の一部改正及び特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領について
3	特定接種（医療分野、国民生活・国民経済安定分野）について
4	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について
5	「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」及び「作成例「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（モデル）」について
6	特定接種管理システム申請者用操作マニュアル
7	障害保健福祉登録申請 Q&A

#### 6. 参考

- ① 厚生労働省ホームページ：特定接種（国民生活・国民経済安定分野）  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html>
- ② 船橋市ホームページ：船橋市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】  
[http://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/002/gyoumukeizokukeikaku\\_sakusei.html](http://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/002/gyoumukeizokukeikaku_sakusei.html)
- ③ 船橋市ホームページ：BCP（事業継続計画）策定支援セミナーについての案内  
<http://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/shoukou/001/p046560.html>

〒273-0011

船橋市湊町2-8-11 市役所別館2階

船橋市福祉サービス部指導監査課

指導監査第一係 担当：齋藤・加藤・上沼

TEL:047-436-2425 FAX:047-436-2139

Mail：[shogai-shitei@city.funabashi.l](mailto:shogai-shitei@city.funabashi.l)